

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方に関する提案募集」への意見

2023年9月19日

一般社団法人新経済連盟

意見対象項目	意見
<p>4. 我が国の情報通信産業の発展のための「国際展開の推進」の在り方</p>	<p>【イノベーションを促進するための税制の見直し】</p> <p>国際競争力の強化のためには、優秀な人材の海外流出を防ぎ、海外から人・知・金を日本に呼び込んで、イノベーションを促進する必要がある。</p> <p>そのためには、世界的にも税率が高い水準にあるなどの日本の税制を、イノベーション・フレンドリーな税制に抜本的に見直すことが必要である。すなわち、海外から投資や人材を呼び込み、国外への流出を防ぐための法人税、所得税、相続税等の引き下げや見直し、日本が研究開発拠点として選ばれるための研究開発税制の見直しなど、国がイノベーションを促進し、国際競争力強化に向けた環境整備・インセンティブ強化を図ることが重要である。</p>
<p>6. 関係法制度の在り方 ①NTT 持株と NTT 東西に求められる役割について</p>	<p>【NTT の在り方について】</p> <p>ICT 分野における国際競争力の強化は、我が国にとって重要な課題であるが、国際競争力は、企業統合ではなく、イノベーションと適正な競争から生まれると考える。</p> <p>NTT 法を見直し、NTT グループの再統合を可能とすることは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電電公社時代に約 25 兆円に及ぶ公費で構築した設備(局舎、電柱・管路等)の NTT グループ内での独占利用及び他事業者への不公平な提供 ②NTT ドコモ、NTT 東西などの通信のドミナント事業者が連携することによる他事業者の排除 ③総務省をはじめとする政府各所の尽力により実現した「携帯電話の低料金化」の先祖返り及びこれによる国民負担の大幅な増大が懸念される。 <p>仮に NTT を完全民営化するのであれば、公正競争を維持するため、NTT から固定・アクセス部門及び携帯電話部門を完全分離することが必要である。</p>
<p>6. 関係法制度の在り方 ⑧その他検討すべき事項</p>	<p>【電気通信事業法の抜本的な見直し】</p> <p>現行の電気通信事業法における「電気通信事業」の対象には、通信を利用しているにすぎないオンラインでの各種サービス提供が含まれるところ、</p>

	<p>・小売業者が提供するオンラインショッピングや銀行が提供するネットバンキングは、通信を必ずしも前提としない「自らの本来業務の遂行の手段」として電気通信役務を提供しているため、「電気通信事業」に該当しない</p> <p>とされる一方で、同様の構図にあるはずの新聞社の提供するオンラインニュースは、「電気通信事業」に該当するとされている。</p> <p>あらゆるものが ICT／デジタルと一体化する中で、上記のように、そもそも同法が規律しようとする「電気通信事業」自体の概念の合理的な理解が困難となっており、事業者の規制対応コストをより一層高めている。</p> <p>したがって、ネットワークの仮想化・クラウド化の進展などを踏まえつつ、規制の根幹である「電気通信事業」の概念の見直しが必要である。具体的には、コミュニケーションを成立させることを主な目的としておらず、他社が提供する通信機能を単に利用しているにすぎないサービスの提供については、「電気通信事業」の対象から除外すべきである。</p> <p>また、オンラインで提供される各種サービスには、付随的にチャット機能を設けているものが少なくないが、このような機能についても「他人の通信を媒介する」という点をもって電気通信事業者としての届出を求めたり、事故報告義務の対象としていることは、過剰な規制であり、見直すべきである。</p> <p>さらに、令和 4 年(2022 年)の電気通信事業法改正においては、届出不要の電気通信事業についても、登録・届出を行った電気通信事業者と等しく規制の対象としているが、規制適用対象事業者からの届出がなくとも規制の運用が可能なのであれば、そもそも届出制を廃止すべきである。</p> <p>以上、これらを含め、憲法が保障する営業の自由を出発点としつつ、電気通信事業法において、何のために、何を規制するのかを改めて抜本的に整理し、必要な見直しをすべきである。</p> <p>その際は、それぞれの規制はどのような市場の失敗に対応しようとしているのか、課題は事業者間の競争の中での消費者の選択により解決できないのか、規制の実効性はあるのか(例えば総務省への報告義務を課したとしても、その報告内容を総務省で十分な分析・検証が可能なのかなど)といった観点が重要である。</p>
<p>6. 関係法制度の在り方 ⑧その他検討すべき事項</p>	<p>【クラウドに関する規制の在り方について】</p> <p>以前、クラウド事業者に届出をさせ、技術基準関係規制や事故報告義務を課すといった規制が検討されていたと承知しており、今後再び議論の俎上に載る可能性も踏まえ、意見する。</p> <p>上述したとおり、そもそも電気通信事業の届出制は廃止すべきであり、クラウド事業者を含む現在登録・届出不要とされている事業者について、新</p>

	<p>たに届出制の対象とすべきではない。</p> <p>また、クラウド事業者に技術基準関係規制や事故報告義務を課すなどの規制については、競争の中での消費者の選択による解決が適切であることや、規制の実効性を欠くといった観点から、導入すべきではない。</p>
<p>7. その他必要と考えられる事項</p>	<p>【KYCの抜本的見直しについて】</p> <p>情報通信インフラは、デジタル時代の「道路」として重要であり、誰もが安価で無制限にAI／コンテンツを使うことができるワイヤレスインフラの整備が必要である。これを進めるためには、インフラ整備の競争を阻害する要因を取り除くことが必要であるが、この観点からKYCについて抜本的な見直しを行うべきであり、こうした検討もなされることが必要である。</p> <p>具体的には、犯罪対策のためのKYCについて、海外事例と同様に、職業や収入状況等、利用者の社会的信用力を担保として契約されたクレジットカードや銀行口座の取引情報等を活用した本人確認(信用調査)の実施や、契約後の犯罪を防止する不正利用対策の実施などにより、NoKYC(本人確認書類の提出廃止)を進めるべきである。</p>